

## 生産緑地内に、介護保険施設等の建設をお考えの事業者の方へ

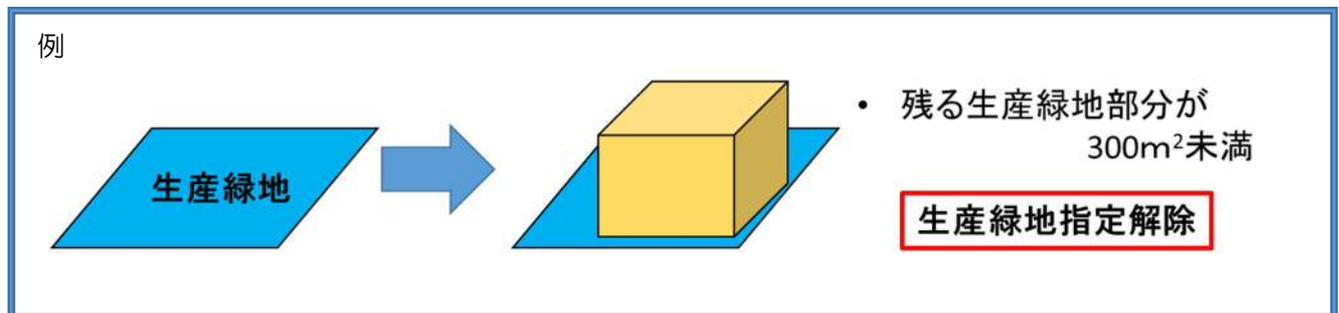
生産緑地は、指定要件を満たさなくなると、残る生産緑地全体の指定が解除されます。  
建設計画を立てる前に、土地の所有者の方と必ず、生産緑地の指定要件をご確認ください。



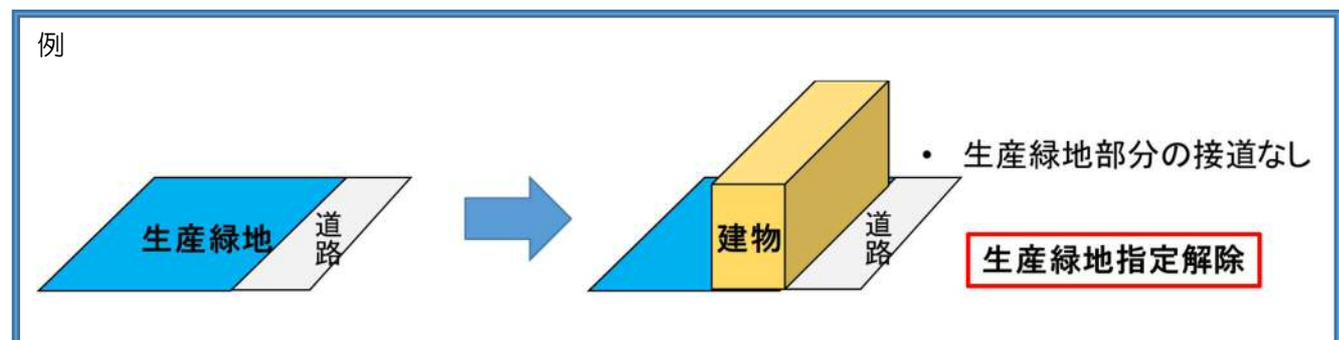
©T.N

生産緑地内に建設を行う場合には、以下の点等に注意してください！

- ① 事業所を建設することで、残る生産緑地の面積が300m<sup>2</sup>未満となる。



- ② 事業所を建設することで、残る生産緑地に2m以上の接道がなくなる。



※主要な条件のみを例示しています。

ご相談を希望される場合には、図面、公函等をご準備の上、土地の所有者の方と一緒に  
「都市農業振興センター 農地課」まで、事前連絡の上、来所してください。

〒213-0015 高津区梶ヶ谷 2-1-7  
JA セレサ梶ヶ谷ビル2階  
経済労働局都市農業振興センター農地課  
電話：044-860-2461